

赤穂市空家等対策協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、赤穂市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画（法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等対策の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

- 2 委員は、法第 7 条第 2 項に規定する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、委員の事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を經理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同がある場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

赤穂市空家等対策協議会における傍聴の取扱いについて（案）

1 傍聴する場合の手続き

会議を傍聴する場合は、会議開始予定時間の15分前から5分前までの間（以下「受付時間」という。）に会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い会場に入室すること。

2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会長が会議室の規模によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

また、傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

3 会議の秩序の維持

会議を傍聴する際は、会長の指示に従うこと。また、傍聴者が会議を傍聴する場合に守る事項に違反したときは、退場させることができる。

4 会議を傍聴する場合に守る事項

傍聴者は、会議を傍聴する際、次の事項を守ること。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会議開催中は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。